

## 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : 兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画（案）  
 意見募集期間 : 平成30年11月15日から平成30年12月5日まで  
 意見等の提出件数 : 23件（7人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
計画全般	「障害」の文字は「障がい」と記述すべき。	1	<b>〔原案どおり〕</b> 法律やひょうご障害者福祉計画等でも「障害」と標記されていることから、当面は現状のままとします。
計画全般	住宅確保要配慮者本人が直接住宅を借りるのではなく、住宅確保要配慮者の使用者等が住宅を借り上げ、社宅として供給した方が、貸主・借主双方にとってよいのではないか。	1	<b>〔計画の趣旨に一致〕</b> 貸主から住宅を借り上げ、その物件を入居者に転貸する「サブリース」については、住宅確保要配慮者向けの登録住宅でも実施可能です。 貸主のリスク軽減と併せて、居住支援とセットになった住宅の提供なども期待できることから、推進していきたいと考えています。
計画全般	低額所得者等に空き家を貸せば、トラブルが生じるため、県内陸部の過疎地や限界集落に、住宅確保要配慮者用の施設を建設し、入居させた方が良いのではないか。	1	<b>〔原案どおり〕</b> 住宅確保要配慮者の方々の健康で文化的な生活の実現を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録・普及を促進するなど、要配慮者の居住の安定を図る取組を推進します。
2(1) 住宅確保要配慮者の範囲	(本文3ページ) LGBTのうち、レズビアン、ゲイ、バイセクシャルについては、住宅確保要配慮者とする必要はないのではないか。	1	<b>〔原案どおり〕</b> LGBTであることを理由に民間賃貸住宅への入居を拒否される事例等もあることから、現状のまま住宅確保要配慮者として位置付けることとします。
2(2)イ(7) 高齢者世帯の現状と課題	(本文4ページ) 配偶者との死別だけでなく、離別もあるため、P4 高齢者世帯の現状と課題の記述は、「現在は支障なく暮らしている高齢者でも、配偶者との死別等により…」とすべき。	1	<b>〔原案どおり〕</b> 本計画では、転居を余儀なくされる場合の代表的な例として、「配偶者との死別により世帯収入が減少し、家賃負担率が増大する」ことを記載しており、その他のケースは「など」に含まれるため、原案どおりとします。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
3(1) ア 公営住宅の有効活用	(本文5ページ) 公営住宅の優先入居について、もっと真に優先されるような選考方法を検討すべき。	1	<b>〔今後の取組の参考〕</b> 公営住宅の優先入居方法については、①倍率優遇②戸数枠設定③ポイント方式の3種類のいずれかを基本として、公募での選考を行うよう国土交通省が選考方法を示しています。 このうち、本県では、特に困窮度の高い方に向け一定戸数が確保できる戸数枠設定方式を採用し、それらの世帯のみで抽選を行う住戸を用意しているところです。今後とも利用者ニーズに応じた取扱いを行ってまいります。
	(本文5ページ) 公営住宅の保証人については、特定の属性を免除する制度ではなく、保証人制度そのものを廃止すべき。	1	<b>〔今後の取組の参考〕</b> 県営住宅の適正な管理・運営に支障のない範囲で、保証人の取り扱いについて見直しを検討する予定です。
	(本文5ページ) 公営住宅募集要項や申込書を多言語で発行すべき。	1	<b>〔今後の取組の参考〕</b> 県営住宅では、住まい方などを記載した「入居のしおり」を多言語で発行し、外国人の入居について配慮しています。 募集要項や入居申込書については、現在のところ多言語での発行はしていませんが、窓口では外国人に対応できる職員を配置するなどの対応を行っております。
3(2)ア (7) 入居を拒まない賃貸住宅の登録促進	(本文6ページ) 兵庫県の計画であることから、「都道府県等」を「県」とすべき。	1	<b>〔意見反映〕</b> ご指摘の趣旨を踏まえ、「都道府県等」を「県・政令市・中核市」に修正します。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
3(2)ア (ウ) 登録住宅の普及に向けた取組	(本文7ページ) 家賃債務保証料の低減化については、市町の取組状況に温度差があるため、居住支援法人が行う家賃債務保証の資金調達の原因となる基金を県が組成し、安価な保証料で家賃債務保証ができるよう支援した方が良いのではないかと。	1	〔原案どおり〕 家賃債務保証料の低減については、市町が主体的に実施すべきものであり、県は、引き続き、市町への財政的支援を行うこととし、原案どおりとします。 なお、居住支援法人が登録住宅に入居する住宅確保要配慮者の家賃債務を保証する場合には、住宅金融支援機構がその保証の保険を引き受ける「家賃債務保証保険」が活用できることを居住支援法人に周知してまいります。
3(2)イ (7) 居住支援協議会の活動推進	(本文8ページ) 今後市町が設置する居住支援協議会に福祉団体の参画を推進すべき。	1	〔計画の趣旨に一致〕 居住支援協議会が実施する取組において、福祉分野の参画は必要と考えられますので、県の居住支援協議会等の機会を捉えて、市町への呼びかけを実施する予定です。
3(2)イ (4) 居住支援法人制度の活用等	(本文8ページ) 居住支援活動を行うものに対して財政的支援を行うべき。	2	〔計画の趣旨に一致〕 住宅確保要配慮者への居住支援については、県及び市町が実施する福祉関連の事業のほか、国土交通省による「居住支援法人活動支援事業」や、兵庫県居住支援協議会による居住支援活動を行う団体への助成を通じて、支援を実施しています。
	(本文8ページ) 居住支援法人の活動支援として、県独自の予算的措置を行い、先進的な取組を推進すべき。	1	〔計画の趣旨に一致〕 居住支援団体の先進的な活動が幅広く展開されるよう、兵庫県居住支援協議会を通じた取組の支援を行っています。
	(本文8ページ) 住宅確保要配慮者の抱える多様な生活課題に対して、不動産関係者などの住宅関係者の理解が促進されるよう、研修等を実施すべき。	1	〔計画の趣旨に一致〕 住宅確保要配慮者の抱える生活課題に対する理解を深めるため、ひょうご住まいづくり協議会での情報交換等に引き続き取り組んでまいります。
3(2)イ (ウ) 民間賃貸住宅に関する情報の提供	(本文8ページ) ひょうご住まいサポートセンターで、福祉ニーズのある住宅確保要配慮者からの相談も受け付けるべき。	1	〔計画の趣旨に一致〕 ひょうご住まいサポートセンターで相談を受け付け、必要に応じて、その内容にふさわしい福祉関連の専門窓口へ情報を繋げるなど、適切に対応してまいります。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
3(2)イ (エ) 福祉サービス等と連携した居住支援の促進	(本文9ページ) 住宅確保要配慮者の相談業務に対応するため、地域包括支援センター職員を対象とした実務者研修を実施すべき。	1	〔計画の趣旨に一致〕 地域包括支援センター職員を対象とした研修の機会等を捉えて、登録住宅の情報提供など住宅確保要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居に向けた取組について情報提供を行う予定です。
	(本文9ページ) 住宅確保要配慮者の個人情報の取り扱いには十分に配慮する必要があるため、左記項目の2つ目にその旨を追記すべき。	1	〔原案どおり〕 個人情報の取り扱いについては、本計画に関わらず当然に配慮すべきことであり、敢えて記載する必要はなく、原案のとおりとします。
	(本文9ページ) 外国人の地域におけるトラブルを防止し、円滑な生活を送るための支援制度を設けるべき。	1	〔計画の趣旨に一致〕 外国人の地域におけるトラブルの防止に当たっては、外国人県民インフォメーションセンターを設置し、住宅、医療、就職など生活に密着した相談に多言語で対応しています。 また、外国人との共生に不安を感じる地域住民に対して、県民が参加主体となる草の根の国際交流事業の支援や、外国人コミュニティとのふれあいの場の提供を行うとともに、多文化共生の担い手等を対象とする研修会を開催するなど、地域における外国人への理解を促進しているところです。 今後、さらなる対応が必要な場合は、NPO等と連携して、必要な対策を検討してまいります。
3(2)イ (オ) 賃貸住宅への円滑な入居を促進する制度の普及啓発	(本文9ページ) 住宅確保要配慮者の個人情報の取り扱いには十分に配慮する必要があるため、左記項目の2つ目にその旨を追記すべき。	1	〔原案どおり〕 個人情報の取り扱いについては、本計画に関わらず当然に配慮すべきことであり、敢えて記載する必要はなく、原案のとおりとします。
	(本文9ページ) 「身元保証人確保対策事業」について、積極的に実施すべき。	1	〔計画の趣旨に一致〕 「身元保証人確保対策事業」については、児童養護施設や婦人保護施設に入所していた子どもや女性などが、施設退所後等に社会的に自立した生活を送れるよう、県でも実施しているところです。 今後も、当該制度を通じて、賃貸住宅への入居が促進されるよう、支援してまいります。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
3(2)ウ (イ) 住む 場所を失 った人の 居住安定 確保に向 けた取組	(本文 10 ページ) 左記の項目に関する具体的 な施策を積極的に宣伝すべき。	1	〔計画の趣旨に一致〕 居住支援団体の活動報告の機会等を通じ、居 住支援法人の取組について、積極的にPRして まいります。
用語集 7 高齢者	(本文 13 ページ) 高齢者の定義は、昨年 10 月に 策定された計画骨子にある「65 歳以上の者」と合わせるべき。	1	〔原案どおり〕 高齢者については、60 歳程度であっても、孤 独死等のリスクなどにより、民間賃貸住宅の貸主 から入居制限を受けるおそれがあること、サービ ス付き高齢者向け住宅の入居基準や、国が定める 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要 綱などの対象と整合を図ることが必要であるこ とから、「原則として満 60 歳以上の者」としてい ます。